特定非営利活動法人 食・支援ネット 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 当法人は、特定非営利活動法人食・支援ネットと称する。

（事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

（目的）

第３条 当法人は、品質上は問題ないが市場に出すことができなくなった物等、食品ロスとなりうる食品や生活物資を企業や生産者、市民から寄贈いただき、消費期限、賞味期限等、留意した上でそれらを必要としている各位に届ける活動を行う。また、食品ロス問題のみならず、貧困の問題や自然災害、紛争による被災者、障害や人種差異などの為、社会的弱者として問題を抱える方も個々が大切にされる社会を実現するために、行政・企業・学校・病院・市民・施設団体と協働し、お互いを尊重した共生をテーマに啓発活動を行う。これらの活動を通じ誰もが安心した生活ができ幸せを感じられる社会の実現を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 災害救援活動
(3) 国際協力の活動

（事業）

第５条 当法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（1）フードパントリー事業
（2）フードドライブ事業
（3）食に関連した防災から災害発生時の総合的支援事業
(4) お互いを尊重した共生をテーマにする啓発活動事業
(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第２章 会員

（会員の種類）

第６条 当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) サポート会員　当法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２ 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章 役員及び職員

（種類、定数）

第 13 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ３人以上７人以下

(2) 監事 １人以上２人以下

２ 理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第 14 条 理事は理事会で選任し、総会へ報告する。新しく理事になるものは理事の推薦又は正会員３名以上の推薦により、理事会で選任し、総会へ報告する。監事は総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（職務権限）

第 15 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長が欠員した場合、 副理事長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、当法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条 役員のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の報酬）

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 総会

（総会の種別）
第 20 条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び予算に関する事項
(5) 事業報告及び決算に関する事項
(6) 入会金及び会費に関する事項
(7) 長期借入金に関する事項
(8) その他当法人の運営に関する重要事項
(9)監事の選任等に関する事項

（総会の開催）
第 23 条 通常総会は、毎年１回開催する。
2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第 24 条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２ 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第２項、次条第１項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４ 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名又は記名押印しなければならない。

３ 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第５章 理事会

（理事会の構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織等に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(5)理事の選任等に関する事項

（理事会の開催）

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定において表決した理事は、第 35 条及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席し

たものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数 、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第６章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

（資産の区分、管理）

第 40 条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

2 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条 当法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業年度）

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（事業報告及び決算）

第46条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 48 条 当法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3 当法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 49 条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第 50 条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 事務局

(事務局の設置)

第５１条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２ 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３ 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第９章雑則

（公告の方法）

第５２条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

（細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

１ この定款は、当法人の成立の日から施行する。

２ 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　栗城昭司

理事長　大谷洋介

副理事長 小川牧子

理事　　小林秋子

監事　　乗物美江子

３ 当法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和８年３月 31 日までとする。

４ 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

５ 当法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず成立の日から令和７年３月 31 日までとする。

６ 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人 ０円	団体　０円
サポート会員	個人 ０円	団体　０円

(2) 年会費

正会員	個人 3,000 円	団体 10,000 円
サポート会員	個人 １口 1,000 円（１口以上）	団体 １口 10,000 円（１口以上）

附則 この定款は令和　　年　　月　　日から施行する。